

(昭和26年2月24日)
第3種郵便物認可

発行所 佐賀市役所
電話代表(04)3151番

発行人
市長公室長
(定価3円)

佐賀市の人口

8月1日現在	前月比
人口 156,399+101	
男 74,173 +89	
女 82,226 +12	
世帯 47,023 -6	



「いつまでもお元気で、老後の幸せは、やはり健康が第一です。」

九月十五日は「敬老の日」までを老人福祉週間と定め、長い間、社会に貢献されてきたお年寄りを敬い、その長寿を祝う日です。現在、市内に六十五歳以上のお年寄りの方は約一万人おられます。お年寄りの方が生きがいのある楽しい老後を送ることができるようみなさまのご来場をお待ちしております。

語り合おう老後のくらし

九月十五日は「敬老の日」

この日を機会に、老後の問題などについて考えてみるのも意義深いことです。

- #### 多彩な催しもの
- 老人福祉週間9月15日～21日—
- 9月15日(水) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月16日(木) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月17日(金) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月18日(土) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月19日(日) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月20日(月) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。
 - 9月21日(火) 老人福祉センターと「老人福祉センター」と「金立こいの家」では、次のお年寄りの方を生かすことのできるような行事を計画してまいります。

助役に田中佐一郎氏

収入役に富永貞夫氏

田中佐一郎氏

富永貞夫氏

市では、八月十一日 下六署の署長などを歴任臨時市議会を開き、同日、四十二年四月に退任が満了となった横職、同年七月から市収入尾助一助役の後任に、前役に就任。

収入役に田中佐一郎氏(新収入役となった富永貞夫氏)、また同収入役の後任に、昭和二十四年に前市長公室長富永貞夫氏(昭和三十二年四月に退任)を承認し、八月、観光課長、秘書企画室長、十二日付で辞令が交付され、産業、民生、総務部長、四十四年から市長公室長に就任し、この度、収入役に、佐賀署など県

若楠国体夏季大会開会式場周辺交通規制図

◎夏季大会開会式当日(9月19日)は、午前6時30分から午前8時まで会場周辺が右のとおり交通が規制されますのでご協力ください。

◎規制の適用除外
緊急自動車、路線バス、ステッカー交付自動車、その他やむを得ない事由により許可を受けた自動車は、交通規制の適用を除外します。

◎国体開催期間中は
大会関係者等の車両で混雑が予想されますので、一般観客の方は、車の乗り入れはできるだけご遠慮ください。

◎行啓に伴う交通規制については
警察官が現場で指導いたしますのでご協力をお願いします。

融資機関および条件

融資機関	銀行、相互銀行、信用組合、商工中金	国民金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫
条件	銀行、相互銀行、信用組合、商工中金	国民金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫
資金の使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金	
貸付限度	1企業 5,000千円以内で被害金額の範囲内	
貸付利率	年 7.5% (うち2.5%は県市において 利子補給(3年間))	年 8.9% (うち3.9%は県市において 利子補給。但し3年間)
貸付期間	3年以内 (うち6ヵ月すえ置)	10年以内 (うち6ヵ月すえ置)
償還方法	月賦償還	月賦償還
担保	連帯保証人 2名 担保は原則として 徴求しない。	連帯保証人 1名以上 ただし担保がある 場合免除も可
信用保証	必ず保証付	所定のとおり
保証料	年0.85% (金額負担の見込)	所定のとおり

今年八月三日から四日にかけての大雨で被害を受けた中小企業者の方々が、災害復旧に必要な資金の融資制度が設けられました。

貸付対象は、県内で一年以上引き続き事業を営んでいるもので市長の災害復旧を受けたもの。

申込受付期限
昭和五十一年十月中旬

受付機関は、佐賀商工会議所、組合関係は、中小企業団体中央会

融資機関および条件別表のとおり

なお、くわしいことは、受付機関または、市商工観光課(電話043151内線212)へ問合わせください。

きょう(9月1日)午前0時から

佐賀市の市内局番が2ケタに

市外局番が(0952)にかわります。

※30局・31局に收容される地域
国鉄長崎本線より北側の 神野西・若宮・日の出
神野町・神園町・高木瀬町・兵庫町・鍋島町
※高木瀬分局、佐賀局相互間に移転されるときは
電話番号が変わります。

2局	→	22局
3局	→	23局
4局	→	24局
5局	→	25局
6局	→	26局
7局	→	27局
8局	→	28局
9局	→	29局

佐賀電報電話局

「市の施設を見る会」 親子で学ぶ夏休み教室 よい子ら56名が参加

市では、毎年夏休みによい子とその父兄を招待して市の施設にはどんなものがあるか、じかに見ていただくために「親子で学ぶ夏休み教室」を八月二十三日に開きました。

参加していただいたのは小学四・五・六年生とその父兄の五十六名。

午前九時から市庁舎を見学、のちに市営バスで出発、神野浄水場、神野公園、南事業所、北事業所、ガス局など市の施設を見学しました。

今回は、佐賀紙器印刷(高木瀬町工場団地)のご好意により、最新式機械でのダンボール製造から印刷まで一かんだ作業工程を見学、現場責任者の説明に熱心に聞きっていました。



「ゴミからたい肥に」ゴミを出すときは水きりを♪
ダンボール箱はこのようにして出来ます
→一日二百トンのし尿を処理する南事業所



「生活保護制度」とは 国民の最低生活を保障

人間は、病気になったり障害を受けて働けなくなったり、また、職を失ったり、さまざまな原因で生活に困ることがあります。

この申請に基づいて事柄をきき、また調査をし、保護の適否を決定します。

保護の種類

- 生活扶助、○住宅扶助、○教育扶助、○医療扶助、○出産扶助、○生業扶助、○葬祭扶助

このような方々に対して生活の困窮の程度によって必要な保護を行ない、最低限度の生活を保障するとともに、更に積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的とした「生活保護」制度です。

保護を受けるには

本人または、その扶養義務者、その他同居の親族から「保護申請」が必須です。

生活にお困りの方は、地区の民生委員が市福祉課から必要な控除を除いた収入から必要な控除を行い、その結果で要否と必要扶助額が決められます。

高額療養費の 一部負担額を改正

市保険年金課では、これまで同一月内に同一医療機関で治療を受け、その治療として支払った一部負担金(年課)3151円(内線額が三万円を超えた額を33%)へおたすねくたさ高額の療養費として、国民健康保険が払いもどしをして、また、国民健康保険の手続きが、今回の改正で続きます。次表に該当するときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
転入したとき	印かん
勤務先の健康保険をやめたとき	印かん、資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	印かん、被保険者証、母子手帳
生活保護が廃止になったとき	印かん
転出のとき	印かん、被保険者証
勤務先の健康保険に加入したとき	国保と職場の被保険者証、印かん
死亡したとき	印かん、被保険者証
生活保護が開始されたとき	印かん、被保険者証
市内で住所が変わったとき	印かん、被保険者証
加入者の氏名が変わったとき	印かん、被保険者証
世帯主が変わったとき	印かん
被保険者証をなくしたとき	印かん
修学などで他の市町村に転出するため、別の被保険者証が必要	印かん、被保険者証



国民年金相談所を開設

市保険年金課では、国民年金、厚生年金など各種公的年金について、社会保険事務所年金相談員と市年金係員が、次の日程で相談をお受けします。

お気軽においでください
○時間は、いずれも午前9時30分から午後3時まで。

寄付お礼

市社会福祉協議会では、次の方がたから社会福祉事業資金の寄付をうけ、その厚志に感謝しています。

故忠吾郎殿(故政彦殿) 天祐一
下田町児島泰章殿(故博殿) 泰彦殿(故政彦殿) 天祐一
北川町副木原栄殿(故正男) 丁目村岡達男殿(故ヒデ殿)

委託集金員を募集

市ガス局では、次のとおり集金員を募集します。

- ▽資格 市内に居住している方
- ▽職種 ガス料金の徴収
- ▽募集人員 2名

くわしくは、ガス局営業課(電話6161)へおたすねください。

校区	月日	場所
西与賀庄本	9月13日	公民館
北川副	"	"
巨勢	"	"
嘉瀬池立	"	"
久保泉	"	"
神野島	"	"
鍋高木	"	"
兵庫	"	"
勸新	"	青年の家(5号室)
日赤	"	公民館
赤瀬	"	"

月日	実施場所	時間
9月6日	扇町公民館	9:30~11:30
" 7日	旧嘉瀬公民館	13:00~15:00
" 8日	北嘉瀬公民館	18:00~20:00
" 13日	西与賀公民館	—
" 14日	西与賀公民館	—
" 16日	西与賀公民館	—
" 17日	西与賀公民館	—
" 27日	若瀬公民館	—
" 28日	高木瀬公民館	—
" 29日	高木瀬公民館	—
10月4日	寄田公民館	—
" 5日	高木瀬公民館	—

若楠国体(秋季)売店の出店申し込み受付

- 目的
売店は選手及び一般観覧者、入場者に便宜を与え、あわせて広く郷土の物産を紹介する。
- 出店者の選定基準
営業経験・実績が豊富で県内に店舗を有し、一年以上経営を継続した信頼にたる業者。
- 販売品目
折詰・弁当類・パン類・菓子類・牛乳・乳酸菌飲料・果汁及び飲料水類・果物類・アイスクリーム類・土産品類・運動用具及び記念品
バッチ類・タバコ・写真材料・日除帽子及び座ぶとん・その他国体会場で必要と認められるもの。
- 申し込み受付期間
秋季国体 9月1日より9月25日まで。但し、定数になりしだい締め切ります。
- 設置場所
県総合グラウンド・県総合グラウンド庭球場・県体育館・佐賀西高・佐賀商高
- 申し込み及び問い合わせ先
佐賀商工会議所・国体協力委員会事務局